

鴨川市新型インフルエンザ等対策行動計画について

1 計画策定の経緯（計画 P 1）

- ・平成 25 年 4 月「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法という。）」施行
- ・令和 6 年 7 月「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」改定
- ・令和 7 年 3 月「千葉県新型インフルエンザ等行動計画」改定

※本市の行動計画の改定は、政府及び県の行動計画とともに、国が示した計画作成の手引きに基づき、各種対策の整合性を図る。

2 目的及び基本的な戦略（計画 P 3）

- （1）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- （2）市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限にする。

特措法第 6 条

政府行動計画



特措法第 7 条

県行動計画



特措法第 8 条

市行動計画

3 市の役割（計画 P 13～P 14）

住民に最も近い行政単位として、特措法に基づく行動計画を策定し、情報提供やワクチン接種、生活支援など地域の実情に応じた対策を推進する。

また、必要に応じて、対策連絡会議を設置するなど市内の連携体制を確保する。さらに、緊急事態宣言が発令された場合等においては、対策本部を設置し、県をはじめ近隣自治体等と連携を図る。

4 各対策項目の考え方及び取組（計画 P 16～P 46）

新型コロナウイルス感染症への対応で課題となった以下の 7 項目について、「準備期」「初動期」「対応期」の 3 期に区分し、対策の精緻化を図る。

① 実施体制	② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション			③ まん延防止
④ ワクチン	⑤ 保健	⑥ 物資	⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保	